

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年1月11日29嘉鞍保第16728号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、「FAX送信票」の3枚目に記載されたFAX番号は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく事前調査票」、②「FAX送信票」、③「診察実施通知書」及び④「措置入院に関する診断書」に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、②「FAX送信票」に記載された送信先及びFAX番号、③「診察実施通知書」及び④「措置入院に関する診断書」に記載された精神保健指定医氏名については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして不開示としている。

また、①「法に基づく事前調査票」及び②「FAX送信票」に記載された実施機関の職員名については、同項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示としている。

さらに、①「法に基づく事前調査票」の「申請・通報・届出に至る経緯等」、「現病歴・生活歴・家族歴」、「問題行動」、「治療歴等」、「現在（面接時）の状態」、「事前調査の総合判定およびその時間」欄に記載された情報及び④「措置入院に関する診断書」の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「診察時の特記事項」の欄に記載された情報については、同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年12月15日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年1月11日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年1月15日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年2月22日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 全開示をすることにより、措置診察までの流れを知り、公平なものであったかを確認するため、審査請求を求める。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。
- (3) 私の件において各機関と情報交換した内容を把握し、公平な精神医療が提供されたか疑問に思う。
- (4) 医療保護入院に係る診察を、指定医資格を持たない医師が行うことには違法性があり、保健所がこの事実気づかずに入院依頼を実行したことを受け、記録の全部開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるため、③「診察実施通知書」に記載された精神保健指定医の氏名等の情報については、これを開示することにより、本人が措置診察に関する不満を持ち、指定医の日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

①「法に基づく事前調査票」及び②「FAX送信票」に記載された実施機関の職員の氏名は、開示することにより、本人が対応者や対応者と関係する病院へ情報の真偽や詳細を確かめるため頻繁な電話や訪問をすることが想定され、また法第27条の規定による指定医の診察等の業務について保健所と病院との信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

①「法に基づく事前調査票」の「調査時の状況（現病歴、生活歴、家族歴）」欄等に記載された情報は、開示することにより調査を行う実施機関の職員が、本人の反応等に配慮

して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど事前調査の適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあり、本号に該当し不開示としたものである。

また、措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。そのため、④「措置入院に関する診断書」の「病名」等の欄に記載された情報を開示することにより、指定医が診察を行う際本人の応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報内容及び性格について

本件個人情報は、実施機関が保有する①「法に基づく事前調査票」、②「FAX送信票」、③「診察実施通知書」及び④「措置入院に関する診断書」に記載された審査請求人の個人情報である。

ア 「法に基づく事前調査票」について

法第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

本件法に基づく事前調査票は、法第27条に基づく指定医による診察の要否について判断を行うため、審査請求人の症状等について実施機関の職員が調査し、その結果を記載した調査票であり、「申請者・通報者・届出者名等」、「措置入院のための診察が必要と考えられる者」、「調査日」、「調査員所属」「調査員職氏名」、「調査対象者の所在地」、「申請・通報・届出に至る経緯等」、「調査時の状況（現病歴、生活暦、家族暦）」、「調査時の状況（問題行動・治療履歴等・現在（面接時）の状態）」、「家族等の氏名、年齢、続柄、連絡先」、「保険種別」、「主治医との連絡」、「事前調査の総合判定およびその時間」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

イ 「FAX送信票」について

措置診察を行う精神保健指定医及び受入れ先病院の確保のため、対象者の情報を関係する3つの機関にファクシミリで連絡する際の3枚の送信票であり、それぞれ、送信先の名称、送信先のFAX番号、件名、送信者、送信枚数、連絡事項が記載されている。

ウ 「診察実施通知書」について

法第27条に基づく診察に当たっては、精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行）

において、保健福祉環境事務所長は、診察実施通知書により、診察の日時、場所等を精神保健指定医に通知することとされている。

本件診察実施通知書には、精神保健指定医の氏名、診察を受ける者の住所、氏名、性別及び生年月日、診察場所、診察日時が記載されている。

エ 「措置入院に関する診断書」について

法第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

本件措置入院に関する診断書は、実施機関が、精神保健指定医2名に審査請求人を診察させた際の診断書であり、「被診察者の氏名、生年月日、住所、職業」、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「医学的総合判断」、「診断日」及び「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者の氏名、続柄及び年齢」、「診察場所」、「診察日時」、「職員氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

(2) 本件個人情報の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て当審議会の答申第40号の審査請求に係る対象個人情報に含まれていることが確認できた。また、答申第40号に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人物であることも確認した。さらに、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、答申第40号における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、「FAX送付票」の3枚目に記載されたFAX番号を除き、いずれも答申第40号と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号・第5号に該当し、また、当該FAX番号については、答申第40号と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号に該当しないと判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。